

# 令和元年第10回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年10月3日（木）13時30分から14時04分

2. 開催場所 保健福祉センター香北2階

3. 出席委員（18名）

会長	19番 原 心一		
会長職務代理	7番 森安 正	11番 山崎 彰	
委員	1番 水田 義郎	2番 平山 則雄	3番 横山 実男
	4番 森田 良彦	5番 岡田 修一	6番 堤 昭雄
	8番 宗石 和彦	9番 西村 広幸	10番 西岡 久
	13番 上島 陽子	14番 鍵山 佳広	15番 小松 和啓
	16番 王谷 富重	17番 山内 茂	18番 岡本 博臣

4. 欠席委員（1名）

12番 三木 克司

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請について
第3号	非農地証明願いについて
第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第5号	農地法第4条の規定による届出について（報告）
第6号	農地法第5条の規定による届出について（報告）
第7号	香美市農用地利用集積計画について（諮問）
第8号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	西本 恭久
事務局次長	和田 小百合
事務局係長	公文 正志
農地係長	松浦 誠

7. 会議の概要

議 長

開会（13時30分）

皆さんこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今より、令和元年の第10回の農業委員会を進めたいと思います。今日はですね、大変大雨ですね、非常に心配をしましたけれども、やっぱり、台風が結構、日本海の北の方を覆つてますけれども、影響で大雨になったというふうです。午前中は風も結構吹きましてですね、台風が直接きたらどんなふうになつたかなあというふうな思いもよったわけですけれども。10月へ入って、まだまだ台風の心配もあるわけですが、先般の千葉に来たような台風が、もし、高知へ来てですね、あれだけの被害が出たら、農業関係は大変な被害が出るんだなあというふうな思いもしました。もう10月に入ったきつていう安心は出来ませんが、これから先、

	<p>皆さん方大変ご苦労もあろうかと思ひますけれども、台風の被害とか大雨の被害が無いように祈りながらですね、生産に努めていきたいというふうに思っていますのでよろしくお願ひ致します。</p> <p>それでは本日の会を進めたいと思ひますのでよろしくお願ひします。</p> <p>資料に訂正があるようですので、資料の訂正をして頂いて、それから進めたいと思いますが、本日、三木委員から欠席届が出ておりますのでご報告しておきます。</p> <p>それでは事務局、すいません、訂正からよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
事務局	<p>はい、議案書4ページ、農地法第5条、申請番号5ですが、添付書類がまだ準備が全部揃わなかつたために今回取り下げになりました。</p> <p>次に5ページ、非農地証明願いの申請番号2番ですが、こちらも書類にちょっと不備がありまして、それが訂正できませんでしたので取り下げになってしまいます。</p> <p>次が10ページ、最後のページですが、申請番号2番の利用権設定について、こちらも取り下げになっております。</p> <p>以上3件の訂正です。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは順次議題に沿って入っていきたいと思ひます。本日の議事録署名人には、山崎委員、鍵山委員にお願いをしますので、よろしくお願ひを致します。</p> <p>それでは議題に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請から順次説明をお願いをしたいと思ひます。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町中野字松原丸463番戸、地目は田、面積は747m<sup>2</sup>、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人の耕作面積は62,559.5m<sup>2</sup>、譲渡理由は経営縮小、譲受理由は経営規模拡大、資料は1、10a当たり約401,606円で総額300,000円です。</p> <p>農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の用件には該当しないものと判断しています。以上です。</p>
議長	<p>はい、議案第1号につきまして説明が終わりましたので、ただ今より、質疑を行いたいと思ひますので、何かご質問はありませんか。</p> <p>格段有りませんかね。</p>
	――質疑なし――
議長	<p>格段無いようですので採決に入りたいと思ひますが、ようございますかね。</p>
	――異議なし――
議長	<p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請ですが、賛成の方の挙手をお願いします。</p>
	――全員挙手――
議長	<p>はい、全員賛成です。有難うございました。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての説明をお願いします。</p>

## 議案第2号 農地法第5条による許可申請について説明します。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町植字タンガン405番1、地目は田、面積は509m<sup>2</sup>、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]

### 一、讓受人、

、転用目的は太陽光パネル216枚、パワーコンデショナー9台設置、転用事由は「当該申請地は周囲に遮光するものがなく、日照が良好のため、太陽光発電用地に適しているので売却したい。」

農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地、いずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地、第2種農地と判断しています。資料は2です。

転用目的は 木造平屋建て1棟、転用事由は「現在実家に同居し、家族7人で暮らしていますが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、住宅を建築する計画です。土地については子供の面倒を見てもらう事、また将来的な両親の介護にも備えることが出来るため実家の近くを探していました。申請地は実家に近く、市道に面しており、生活面での利便性が高く、住宅建築に適地であるので選びました。」

農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他の農地、第2種農地となります。調査員は堤委員で資料は3です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町根須宇川瀧452番、地目は田、面積は965m<sup>2</sup>、外1筆、計2筆で合計1,181m<sup>2</sup>、譲渡人、

## 、讓受人、

転用目的は太陽光パネル288枚、パワーコンディショナー9台を設置、転用事由は「申請地はこれまで、それぞれ譲渡人自らが水稻を耕作していましたが、6年ほど前にともに高齢であるため離農し、その後は借り手も見つからず、耕作放棄地となっています。定期的な草刈り等の委託費用もかかり、今後も維持をしていく為の金銭的及び体力的な問題もあったことから、太陽光発電設備設置のため譲渡することとした。」

農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地、第2種農地になります。調査員は宗石委員で資料は4です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町根須字久保田388番1、地目は田、面積は756m<sup>2</sup>、外2筆、計3筆で合計1,230m<sup>2</sup>、譲渡人、  
[REDACTED] 譲受人 [REDACTED]

転用目的は太陽光発電パネル288枚、パワーコンデショナー9台を設置、転用事由は「申請地は、これまで譲渡人自らが水稻を耕作していましたが、6年ほど前に高齢であるため離農し、その後は借り手も見つからず、耕作放棄地となっています。定期的な草刈り等の委託費用もかかり、今後も維持をしていく為の金銭的な問題もあったことから、太陽光発電設置のため譲渡することとした。」

農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地、第2種農地になります。調査員は宗石委員で資料は5です。以上です。

事務局	事務局から。
議長	すいません、1番の調査員の説明を事務局より行います。
事務局	<p>はい、写真資料の2-1をご覧ください。土佐山田町植に太陽光発電設備を設置するもので、この案件については平成29年10月の定例会で審議をいたいでいた案件です。</p> <p>場所は、上の住宅地図を見ていただくと分りやすいかと思いますが、左上に見えてるのが香長小学校の建物です。</p> <p>前回の審議では、資料下段の航空写真を見ていただいて、青線で囲んだ農地がありますが、ここの耕作者の方から、同意が得られていなかつたため、農業委員会としては、周辺農地への影響が無いとはいえないことから、不許可相当であるとの意見書を付けて県へ提出しております。県においては農業委員会の意見を受けて慎重な姿勢をとっており、継続審議となっている状況です。なお、審議が長くなっている理由は、反対意見だけでなく、太陽光の事業内容に変更があつたため、経済産業省の事業認定変更証明の提出に時間を要したことも理由の一つです。</p> <p>次に、今回の再審議に至った経緯ですが、今年の7月にこの青で囲んだ同意を得られていなかつた農地の耕作者である[ ]が、譲渡人の[ ]の同級生の方と2人で、[ ]さんのことを心配されて農業委員会へ相談に来られました。</p> <p>話を伺うと、耕作者である[ ]が太陽光の設置に同意をしなかつた理由として、[ ]が仲介をされている方にだまされているのではないかと心配をしているとのことでした。</p> <p>事務局では[ ]の現在の状況がわからなかつたため、[ ]が独居であつたため、健康介護支援課で何か分らないかと思い、確認したところ、今年の4月から弁護士の方が後見人になっていることが分りました。</p> <p>後日、後見人に連絡をとり、太陽光の申請の状況等、[ ]さん等が心配されていることを伝えました。後見人の方は、太陽光のことを[ ]さんが言ってましたが、内容などが全く分らなかつたので、連絡をいただけてよかったですとおっしゃられていました。また、お金の面など内容を把握して、このまま進めるのかどうかを判断をすることでした。</p> <p>その後、後見人から太陽光設置の件については、問題を解決できたため、進めていくとの回答があり、そして、その旨を[ ]さんに連絡をして、同意書の提出がありました。</p> <p>簡単ですが、以上が今回再審議で提出させていただいた経緯です。</p> <p>今回ですね、隣接農地の全員の同意を得ることができましたので、これを踏まえ再度ご審議いただき、賛成と言うことであれば、県へ賛成の意見を提出をしたいと考えています。以上です。よろしくお願ひします。</p>
議長	はい、説明が終わりました。この青線で囲んじゅうところが農地という判断よね。
事務局	そうです。果樹とかが植わってます。
議長	果樹が植わっちゅう。けど、建物が建っちゅうよね。屋根が見えりやあせんかな。ハウス。
事務局	倉庫です。
議長	その倉庫については、土地の簡易な、軽微な変更とかしちゅう。そのまま、何にもせずに建っちゅうが。農業用倉庫として。

事務局	そこまでは確認できてません。
議長	<p>農地であるというけども、写真を見ると妙に農地には当たらんじやないろうかという思いがして、ちょっと質問したがですよ。ただ反対とする意味も、ただ耕作が出来んき、反対ということではない反対であろうかと思うけれども、こうした場合ですね、農地であるというふうな、登記簿の方では農地であってもですね、実際には農業が耕作が目的で収益を上げるような農地でなかつたらですね、あまり反対する理由っていうのも無くなるんじゃないかなという判断をして、私が聞いたがです。わかりました。はい。</p> <p>すいません、今度2番、堤君、お願ひします。</p>
委員（6番）	<p>資料3-1を見ていただきたいと思います。この左上に2586-1という、地図では見にくいので下の写真を見てもらう方がもっとわかるかと思いますが。ここが自宅です。近所へお孫さんが家を建てるということで、隣地の同意も得ておりますので、問題無いと思います。以上です。</p>
議長	はい、すいません、続いて宗石さん、お願ひします。
委員（8番）	<p>はい、説明します。資料4-1の地図を見て頂きたいと思います。195号線、ここから物部には10分ほどで行ける場所ですが、道路の左側に前年度ですが、現在赤のところが出ておりますが、その北側にも半分くらい出ておりまして横が、もう既に建っておりまして、ここは耕作放棄地状態の土地ですので問題は無いと思われます。以上です。4番も一緒です。</p>
議長	3番、4番、一緒に説明していただけたということですね。
委員（8番）	そうです。
議長	現在太陽光がもう設置されちゅうと思いますが。
委員（8番）	隣が、既に建っておりまして、去年出て。
議長	この航空写真でいうとどこです。
委員（8番）	この4-1の赤がいま、今度出てるところで、そのすぐ上側ちょんちょんとやっている半分くらいが既になっています。
議長	<p>航空写真には載ってないってことやね。この写真には載ってないってことよね。はい、わかりました。</p> <p>それでは、補足説明も終りましたので、議案第2号につきまして質疑を行いたいと思いますので、何かご質問があれば挙手をしていただきたいと思います。何か有りませんかね。議案第2号につきましてご質問有りませんか。</p> <p>はい、どうぞ。岡田君。</p>
委員（5番）	さっき言った、資料5-1、太陽光がもうできるという話でしょう。許可するまえに勝手に。
委員（8番）	いやいや違う違う、それは別問題。
委員（5番）	別問題。
委員（8番）	別。去年の、岡田さん休みやったかもわからんけど、通したんですよ。

委員（5番）	通したの。あ、通つちよて・・・。
議長	今、やりゆうのは許可を受けてやっちゅうがよね。
委員（8番）	そうです。
委員（5番）	やっちゅうがか、わかりました。すいません。
議長	他に何か有りませんか。
	――質疑なし――
議長	格段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。
	――異議なし――
議長	それでは議案2農地法第5条の規定による許可申請ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。
	――全員挙手――
議長	はい、全員賛成です。有難うございました。 それでは続きまして議案第3号非農地証明願いについての説明をお願いします。
事務局	議案第3号 非農地証明願いについて説明致します。 1番、申請地は香北町猪野々字耳キレ2116番2、地目は畠、農振区分は農用地、面積は1,111m <sup>2</sup> 、外1筆、計2筆で合計2,376m <sup>2</sup> 利用状況は公衆用道路・山林、申請人、[REDACTED]、[REDACTED]、非農地化した理由は、昭和34年ごろ、林道開設のため、一部公衆用道路として非農地化。残地については60年ほど前より、林地化しており、現在に至っている。調査員は森安委員で資料は7です。以上です。
議長	すいません、森安さん、補足をお願いしたいと思います。
委員（7番）	はい、備考欄に書いてある通りで私が轟の滝の方へ通った時から既に山になつておりました。それから、この7-1の航空写真の分で2116-2の下つていうか道路側から上へ人家がありまして、そこへ道路が抜けちゅうし、もちろん、農地としての機能は果たしておりませんもんで、賛成をしました。
議長	はい、それでは補足説明も終わりましたので、議案第3号非農地証明願いについての質疑を行いたいと思いますが、何かご質問は有りませんかね。
	――質疑なし――
議長	格段問題ないというふうに思われますが、それでは採決に入りたいと思いますのでご異議ございませんかね。
	――異議なし――

議長 それでは議案第3号非農地証明願いにつきまして、賛成の方の挙手をお願いします。

## ——全員舉手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。  
続きまして議案第4号農地法第18条第6項の解約通知報告についての説明をお願いします。

議長 以上説明が終わりましたので、ただ今より議案第4号について質疑を行いたいと思いますが、何かございませんかね。

耕作不便って書いてますけど、耕作不便にしたのはこの借りちょっとの方なん  
で、ちょっとどうやろうと思います。

議長 ただ、周辺の人が迷惑したりしょったり、借りちょっとた人にですね、ある程度は元通りにするというか、改善をしてもらわなかいかんというふうな思いもあるし、ひょっとそういうことが発生しちょったらいかんがと思って。

出来たら地主さんと話をしてみたいんですけど。ユンボでちょっと掘って大きな溝を作ったりとかしてますので。まあ、どうかな、地主さんがそれでえんやつたらええかなあという感じです。

議長 わかりました。地元の委員さんにですね、ちょっと中に入つてもろうて、ちょっと迷惑を掛けてそのまんまで辞めるじやいうことになるとですね、後々、貸す側も周辺ですよ、貸す人なんかも困るし、それからこの借りておった人ですね、たぶんもうあまり、これから。

委員（14番） 農業はしてません。

議長 農業はもうようせんと思えるので、そういうことをちょっとお聞きしたがです。

委員（14番） また地主さんにちょっと話をします。

議長 他に何かご質問無ければですね、議案第4号につきましては報告案件ですので報告のみとさせていただきますが、ご了解いただけますかね。

## ——罪議なし——

議長 続きまして議案第5号農地法第4条の規定による届出の報告ですが、説明をお願いします。

事務局	報告第5号 農地法第4条届出報告について説明します。 1番、申請地は土佐山田町楠目字大河内972番1、地目は畑、面積は499m <sup>2</sup> 、申請者は[REDACTED]、[REDACTED]、転用目的は木造平屋建て住宅1棟、資料は9で調査員は事務局公文です。以上です。
議長	説明が終わりましたので、ただ今より議案第5号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。 写真ではですね、現在家が建っておりますが、建て直すにあたってですね、たぶん地目が畑であるのを宅地に変更せなあいかんいうふうなこともありますね、この申請が出てきちゅうと思います。何かご質問ありませんか
	――質疑なし――
議長	格段無いようですので、議案第5号の農地法第4条の規定による届出ですが、報告案件ですので報告のみとさせて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんかね。
	――異議なし――
議長	それでは議案第6号農地法第5条の規定による届出の報告について説明をお願いします。
事務局	報告第6号 農地法第5条届出報告について説明致します。 1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目字簾中1003番、地目は畑、面積は575m <sup>2</sup> 、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、転用目的は建売住宅2棟、資料は10で調査員は事務局公文です。以上です。
議長	以上説明が終わりましたので、議案第6号につきまして質疑を行いたいと思います。何かご質問はありませんか。 これは前月受けちょっとした、道にするとか何とか出ちょっとしたよね。
事務局	その場所とはちょっと。
議長	違う。
事務局	近くですけど。
議長	関連しちゅうかなと思った。わかりました。 何かありませんか。
	――質疑なし――
議長	格段無ければ、議案第6号につきましても報告案件ですので、報告のみとさせていただきました。ご異議ございませんかね。
	――異議なし――
議長	それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画について諮問であります、この説明をお願いをします。

事務局 議案第7号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明を致します。

議案書の方は9ページになります。初めに農地流動化事業の売買についての説明です。

1番、権利の設定は所有権移転売買、譲渡人は高知県農業公社、譲受人は[REDACTED]になります。[REDACTED]ということで。土佐山田町京田の田、面積14,269m<sup>2</sup>、売買価格は総額で14,000,000円です。

次に10ページになります。貸借による利用権設定について説明です。

1番、新規設定になります。土佐山田町の農地2筆を、[REDACTED]の[REDACTED]さんが借り受け、ニラを栽培します。使用貸借権で期間は10年となります。

2番は取り下げになりましたので、以上です。

議長 議案第7号についてですね、説明がありました。ただ今より質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

なお、1番につきましてはですね、親子関係でお父さんの土地を息子さんが借りて作るということになっています。

何かご質問ありませんか。

#### ――質疑なし――

議長 格段無いようですので、採決に入りたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは議案第7号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

#### ――全員挙手――

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

議案第8号その他の件につきましてですが、事務局よりあれば何か説明をお願いします。

格段無いようですので、農業委員会の今の分の説明は以上とさせていただいですね、あと農地利用最適化推進意見交換会をしたいとお思いますので、5分程度休憩をして始めたいと思いますのでよろしくお願いをします。

閉会（14時04分）

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長

原、心一



署名人

鍵山佳云



署名人

山崎章

